

社会福祉法人明円寺会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人明円寺会の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬等とは、報酬並びに実費弁償費をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬等を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬等はこれを支払わないものとする。

2 評議員

が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬等を支払うことができる。なお、理事長及び理事が理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬等を支払わないものとする。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬等はこれを支払わないものとする。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬等を支払うことができる。

2 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬等を支払うことができる。

3 評議員が評議員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬等を支払うことができる。

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬等)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬等を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬等を支払わないものとする。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬等はこれを支払わないものとする。

2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬等を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は、実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(支給の方法)

第8条 報酬等の支給は現金とする。

- 2 理事会・評議員会に出席した際の実費弁償費は、その都度支給する。
- 3 報酬については、月末に集計し翌月に支給する。

(改正)

第9条 本規程の改正は、理事会で協議した後、評議員会の議決を経なければならない。

附則

この規程は、平成28年10月19日より適用する

この規程は、平成29年6月の定時評議員会より改正適用する。

この規程は、令和3年4月1日より改正適用する。